

平成28年度

デジタル受信相談・対策事業

- 1 地上デジタルテレビ放送普及促進事業
- 2 受信機器購入等対策事業費補助事業
- 3 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業
- 4 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業
- 5 新たな難視対策事業費補助事業
- 6 暫定的難視対策事業費補助事業
- 7 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業

公 募 要 領

本公募は、できるだけ早く事業者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成28年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

目 次

	頁
1 事業の目的・補助対象事業について	1
2 留意事項について	1 4
3 採択決定後の措置について	1 4
4 提案書の評価方法及び内容について	1 5
5 提出書類について	1 6

【参考資料】

自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

1 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

福島県など東北3県の地上放送のデジタル化完全切替えは、東日本大震災の影響により全国的な移行日から約9ヶ月遅れて、平成24年3月31日に実施されました。

また、地上デジタル放送の難視対策は平成27年3月末をもって終了しています。

しかしながら、居住区域が原子力災害対策特別措置法に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に指定された場所に帰還される方のなかには、地上デジタル放送をご覧いただくための受信環境を未だに整えることができていない方がおられます。

本事業は、規制区域に帰還される方が、地上デジタル放送に適切に対応していくことを支援するために実施するものです。

具体的には、帰還世帯からの受信相談に対応するための体制を整備し、能動的な関係自治体等との情報交換や現地戸別訪問等を行うことにより帰還状況と要対策世帯数を把握し、技術的な検討を加えた上で最適な受信対策方法を検討し、すみやかに対策を実施することとしています。

また、対策が完了するまでの間は暫定的な方法により地上デジタル放送又は衛星放送を受信していただくこととしており、そのための事業も実施いたします。

加えて、デジタル放送受信機器をお持ちでない世帯に対しても簡易チューナーを支給するなど、包括的な支援を行うことを目的としています。

(支援対象の範囲)

本事業による支援対象の範囲は、規制区域に居住していた方であって、平成28年4月1日以降に規制区域に帰還する方（平成28年3月31日時点で既に帰還済みであって、本補助事業の適用を受けていない方を含む。）に対してのみ支援を行うものです。

【支援対象となる規制区域一覧（既に変更・解除となっているものを含む）】

（平成28年1月1日現在）

	警戒区域	計画的避難区域	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域	特定避難勧奨地点	旧緊急時避難準備区域
伊達市						○	
田村市	○				○		○
南相馬市	○	○	○	○	○	○	○
川俣町		○		○	○		
広野町							○
檜葉町	○				○		○
富岡町	○		○	○	○		
川内村	○			○	○	○	○
大熊町	○		○	○	○		
双葉町	○		○		○		
浪江町	○	○	○	○	○		
葛尾村	○	○	○	○	○		
飯館村		○	○	○	○		

※ 避難区域の見直しにより、変更があり得ます。

(2) 補助対象事業

「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」といいます。)」に基づき、地上デジタル放送を円滑に推進するためのデジタル受信相談・対策事業であって次に示す事業が補助対象となります。

ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

- ① 地上デジタル放送受信環境整備に係る相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のための業務を行う事業(新たな難視地域の調査等を含む。)
- ② 受信相談に必要な情報収集及びそのための調査の実施、ノウハウ等の蓄積
- ③ 現地調査等により把握した情報を踏まえた受信相談対応
- ④ 事業を実施するための総務省、総合通信局、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務

イ 受信機器購入等対策事業費補助事業

規制区域の設定を受け、その設定が1か月以上継続した地域に居住していた世帯のうち、自宅へ帰還する世帯(以下「帰還世帯」という。)で地上デジタルテレビ放送の受信が困難な世帯に対し、次の支援を行う。

- ① 地上デジタルテレビ放送を受信できるテレビを持っていない世帯に対する簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー(以下「チューナー」という。)1台の無償給付。(給付するチューナーは国が準備する。)
- ② チューナーや地上デジタル放送受信アンテナ等の設置及び改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付。
- ③ 共同受信施設利用の場合は、その改修経費のうち、帰還世帯が負担する額に相当する額の給付。(初期経費に限る)
- ④ ケーブルテレビ利用の場合は、デジタル化に伴う改修経費に相当する額の給付(初期経費に限る)
- ⑤ ①～④の業務に関する相談対応、アフターケアに関する業務
- ⑥ 無償給付したチューナーの管理に関する業務
- ⑦ 総務省、総合通信局、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務
- ⑧ 上記①から⑦の業務を行うための拠点の整備、運営に関する業務

ウ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

受信障害対策共聴施設整備事業を行う者に対する助成金の交付事務並びに円滑な実施のための訪問説明・技術コンサル等の支援業務

エ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

共同住宅共聴施設整備事業を行う者に対する助成金の交付事務並びに円滑な実施のための訪問説明・技術コンサル等の支援業務

オ 新たな難視対策事業費補助事業

新たな難視地域における、難視聴解消を目的とする高性能等アンテナ対策、ケーブルテレビ等移行の対策及び共聴施設の設置を行う者に対する助成金の交付事務並びに円滑な実施のための訪問説明・技術コンサルティング等の支援業務

カ 暫定的難視聴対策事業費補助事業

① 暫定的に地上デジタル放送の視聴を可能とする対策の実施

福島県の原因事故の避難指示が解除された区域等において、高性能等アンテナ対策、ケーブルテレビ等移行の対策、共聴施設の設置など地上デジタル放送難視聴対策（以下、「恒久対策」という。）が実施されるまでの間、暫定的に携帯電話・移動体端末向け1セグメント部分受信サービスを利用できる受信設備（以下、「ワンセグ受信設備」という。）を無償で整備するための支援事業。（アンテナ工事を伴わないワンセグ受信設備の貸与を行う場合に限る。）

② 暫定的に衛星放送を視聴することを可能とする対策の実施

電界強度が低いため、①のワンセグ受信設備によっても地上デジタル放送の視聴が困難な場合又は地上デジタル放送を受信するためのアンテナが無い場合（破損等により使用できない場合を含む）、無償により衛星放送を受信するための設備を支援する事業。（衛星放送受信アンテナの設置が必要な場合はアンテナの設置を行い、また、BSデジタルチューナーを必要とする世帯には国が用意した同チューナーを貸与。）

但し、既に避難先で暫定的に人工衛星を介して地上デジタル放送を視聴するための設備を貸与され、当該設備を使用することが可能な世帯及び自ら衛星放送を受信できる機器を整備している世帯に対しては、当該設備のなかの使用できる機器（アンテナ又はBSデジタルチューナー若しくは両方）の支援は行わない。

③ ①または②の対策は、恒久対策を実施するすべての帰還世帯を訪問し支援の要否を確認し、支援が必要な場合はすみやかに実施すること。

④ 本業務に関し、東北総合通信局等の関係機関との連携を保持すること。

⑤ 貸与物品の管理（恒久対策実施後の機器等の回収を含む）を適切に行うこと。

⑥ 貸与物品については、明らかに暫定的難視聴対策事業による物品であることが分かるようにすること。

⑦ 上記①から⑥の業務を行うための拠点（一時的な拠点の設置を含む。）の整備、運営に関する業務

キ 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業

辺地共聴施設改修整備事業費補助事業を行う者に対する助成金の交付事務並びに円滑な実施のための訪問説明・技術コンサル等の支援業務

2 事業規模

334,276千円

（内訳）

地上デジタルテレビ放送普及促進事業	171,802	千円
暫定的難視聴対策事業費補助事業（受信対策事業）	15,982	千円
受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業	1,481	千円
共同住宅共聴施設整備事業費補助事業	1,069	千円
新たな難視聴対策事業費補助事業	94,053	千円
受信機器購入等対策事業費補助事業	5,435	千円
辺地共聴施設改修整備事業費補助事業	44,454	千円

なお、想定される処理件数は以下のとおりです。

- | | |
|---|--------|
| (1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業 | |
| ア 戸別相談 | 約480回 |
| イ 受信点調査 | 約270カ所 |
| (2) 暫定的難視対策事業費補助事業（受信対策事業） | |
| ア ワンセグチューナー設置工事（アンテナ工事を除く） | 約190世帯 |
| イ BSチューナー設置及びアンテナ工事 | 約70世帯 |
| ウ BSアンテナ取り付け工事 | 約60世帯 |
| エ BSチューナー再利用費用（B-CAS） | 約50枚 |
| オ チューナー返送 | 約50台 |
| カ チューナー保管 12ヶ月 | 一式 |
| キ 返却チューナー処分 | 6台 |
| (3) 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業 | |
| ア 共聴改修 | 1施設 |
| イ ケーブルテレビ移行 | 1世帯 |
| (4) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業 | |
| ア 共聴改修 | 2施設 |
| イ ケーブルテレビ移行 | 2施設 |
| (5) 新たな難視対策事業費補助事業 | |
| ア ケーブルテレビ等への移行 | 約30世帯 |
| イ 高性能等アンテナ対策（通常） | 約70世帯 |
| ウ 高性能アンテナ対策（ワンセグ） | 約20世帯 |
| エ 新設有線共聴 | 3施設 |
| オ 新設無線共聴 | 1施設 |
| (6) 受信機器購入等対策事業費補助事業 | |
| ア 受信アンテナの設置、有線放送設備を利用するための契約料、施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの及びそれらの附帯工事費等で受信者が負担するもの | 約150世帯 |
| イ チューナー送付 | 約50カ所 |
| (7) 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業 | |
| ア 有線共聴施設改修 | 1施設 |
| イ 無線共聴施設改修 | 1施設 |
| ウ ケーブルテレビ幹線延長 | 1施設 |
| エ ケーブルテレビへの移行 | 1施設 |

3 補助率

事業	対策の別	補助率	備考
受信障害対策共聴施設 新設整備事業	有線共聴施設又は無線共聴施設を設置	2/3	地デジ放送開始後に当該建築物等が設置された場合は対象外
受信障害対策共聴施設 改修整備事業	有線放送施設又は無線共聴施設を整備(改修又は置換)	2/3	
共同住宅共聴施設整備 事業	有線放送施設又は無線共聴施設を整備(改修又は置換)	1/2	
新たな難視対策事業	高性能等アンテナ対策	2/3	
	有線共聴施設又は無線共聴施設を整備(設置)	2/3	
	CATV 又は共聴加入	定額	加入契約金、工事費等の初期経費に限る
辺地共聴施設改修整備 事業費補助事業	有線放送施設又は無線共聴施設を整備(改修又は置換)及び復旧	2/3	

4 補助事業の期間

交付決定日から平成29年3月31日までとします。なお、複数年(複数年)の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

5 補助金の交付の対象となる経費

以下に具体的な経費の費目の例を示します。

- (1) 各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- (2) 対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。
- (3) なお、実施主体となる者が、業務委託費以外の経費により業務委託費に例示している費目を自ら実施することを妨げません。

(4) 補助対象経費

以下のアからクの表に記載されている内容のものとします。

ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

補 助 対 象 経 費	
経費の区分	内 容
(1) 物品費	<p>新たな難視対策事業に必要な備品の購入、借用又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費</p> <p>①事務所整備費 事務所の整備に要する経費 本事業を円滑に実施するための拠点であり、その設置については、主に事業を実施する地域までの行程、各事業の要対策世帯数などを踏まえ、適当と思われる地域へ設置してください。（福島県内に限る）</p> <p>②消耗品費 事務所において補助事業を実施するために必要な消耗品の購入に要する経費</p> <p>③事務器具借料 事務所において補助事業を実施するために必要な事務機器の借料に要する経費</p> <p>④備品費 補助事業を実施するために必要な備品の購入に要する経費</p>
(2) 労務費	<p>① 補助事業全体を統括する者及び統括者の下で補助事業に関する業務を行う者（以下、職員という。）等に対する労務費（基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）</p> <p>② 通勤手当 補助事業に従事するため事務所までの通勤に要する経費</p>
(3) 業務委託費	<p>地上デジタル放送受信環境を整えるために必要な調査・測定（受信不良に伴うものを含む）及び相談業務に係る業務委託経費</p> <p>① 受信相談等に要する経費（新たな難視地域の調査を含む。） 訪問調査：約480回</p> <p>② 受信点調査に要する経費 約270件</p> <p>③ 住民説明会開催等に要する経費</p> <p>④ 住民帰還状況の調査等に要する経費</p>

(4) 諸経費	<p>文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費、施設使用料、謝金など、次に掲げる経費</p> <p>① 文献購入費 本事業を実施するために必要な文献の購入に要する経費</p> <p>② 光熱水料費 本事業を実施するために設置する拠点の運営に必要な光熱水に要する経費</p> <p>③ コンピュータ使用料 本事業を実施するために必要なコンピュータの使用に要する経費</p> <p>④ 回線使用料 本事業を実施するために必要な電話代、インターネット回線接続・使用料等に要する経費</p> <p>⑤ 通信・運送費 本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のために要する経費（資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。）</p> <p>⑥ 旅費 職員が事業遂行のための会議等への出席及び実地調査等に同行する必要がある場合等に支払う旅費</p> <p>⑦ 周知広報費 本事業を実施するために必要な周知広報用資料の作成、配布、その他新聞、広報誌への掲載、インターネットホームページの開設・運営等に要する経費</p> <p>⑧ 施設使用料 本事業を実施するために必要な会議室、事務室等の使用に要する経費</p> <p>⑨ 謝金 本事業を実施するために必要な外部の専門家等に助言等を求めるために要する経費</p> <p>⑩ 役務費 本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費</p> <p>⑪ 雑費 本事業を実施するために必要な諸手続等に要する経費</p>
---------	---

イ 受信機器購入等対策事業

補助対象経費	
経費区分	内 容
(1) 助成費	<p>① 支援対象世帯が地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>a チューナー（テレビジョン装置は対象外）</p> <p>b 受信アンテナ</p> <p>c 有線テレビジョン放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費）</p> <p>d 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>② 地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>a 鉄塔</p> <p>b 局舎</p> <p>c 外構施設</p> <p>d 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>e 送受信アンテナ</p> <p>f 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>g 伝送用専用線</p> <p>h ケーブル</p> <p>i 中継増幅装置</p> <p>j 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>k 警報装置</p> <p>l 監視装置</p> <p>m 制御装置</p> <p>n 測定器</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>④ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの</p> <p>⑤ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの</p>
(2) 事務費	<p>本事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

ウ 受信障害対策共聴施設整備事業

補助対象経費	
経費区分	内 容
(1) 助成費	<p>① 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 鉄塔 b 局舎 c 外構施設 d 受電設備（電力引込み送電線を含む。） e 送受信アンテナ f 送受信機（予備送受信機を含む。） g 伝送用専用線 h ケーブル i 中継増幅装置 j 電源設備（予備電源設備を含む。） k 警報装置 l 監視装置 m 制御装置 n 測定器 <p>② ①に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>③ 有線放送設備を設置又は受信障害対策共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの b 有線放送設備を利用するための契約料 <p>④ 附帯工事費</p>
(2) 事務費	<p>本事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

エ 共同受信住宅共聴施設整備事業

補助対象経費	
経費区分	内 容
(1) 助成費	<p>① 放送の受信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 鉄塔 b 局舎 c 外構施設 d 受電設備（電力引込み送電線を含む。） e 送受信アンテナ f 送受信機（予備送受信機を含む。） g 伝送用専用線 h ケーブル i 中継増幅装置 j 電源設備（予備電源設備を含む） k 警報装置 l 監視装置 m 制御装置 n 測定器 <p>② ①に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>③ 共同住宅共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送の視聴を可能とするための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの b 有線放送設備を利用するための契約料 <p>④ 附帯工事費</p>
(2) 事務費	<p>本事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

オ 新たな難視対策事業

補助対象経費	
経費の区分	内 容
(1) 助成費	<p>① 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路（同軸ケーブルによる場合に限る。）の設置又は改良に要する経費</p> <p>② 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>a 鉄塔</p> <p>b 局舎</p> <p>c 外構施設</p> <p>d 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>e 送受信アンテナ</p> <p>f 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>g 伝送用専用線</p> <p>h ケーブル</p> <p>i 中継増幅装置</p> <p>j 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>k 警報装置</p> <p>l 監視装置</p> <p>m 制御装置</p> <p>n 測定器</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の改良に要する経費</p> <p>④ 地上アナログテレビ放送の受信設備を有線放送設備又は有線共聴施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <p>a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>b 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>c 有線共聴施設に加入するための経費</p> <p>d 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、有線放送設備設置者が負担するもの</p> <p>⑤ ①から④までに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>⑥ 附帯工事費</p> <p>[想定規模]</p> <p>ケーブルテレビ等への移行：約30世帯</p> <p>高性能アンテナ対策（ワンセグ対策約20世帯を含む） ：約90世帯</p> <p>共聴施設のデジタル化</p> <p>有線共聴施設整備事業 共聴新設： 約3施設</p> <p>無線共聴施設整備事業 共聴新設： 約1施設</p>
(6) 事務費	<p>新たな難視対策等事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

カ 暫定的難視聴対策事業

補助対象経費	
経費の区分	内 容
(1) 受信設備整備・貸与事業費	<p>① ワンセグ受信設備を暫定的に利用することにより地上デジタル放送を視聴可能とするために必要な経費(受信機器貸与・設置に限る。) [想定規模] ワンセグチューナー設置・調整：約190件</p> <p>② ワンセグ受信設備による地上デジタル放送受信ができない場合に適用する衛星放送受信用設備を整備するために必要な経費 [想定規模] BSチューナー再利用：約50件 (再利用するBSチューナーは別途支給するので調達は不要) BSアンテナ調達、設置及び工事：約130件</p>
(2) 業務委託費	<p>暫定的難視聴対策を実施するための業務委託費</p> <p>① 訪問調査経費 ② 貸与設備の不具合対応 ③ 貸与物品管理費(保管料・送料・処分等)</p>
(3) 事務費	<p>本事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

キ 辺地共聴施設改修整備事業

補助対象経費	
経費の区分	内 容
(1) 助成費	<p>① 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>a 鉄塔</p> <p>b 局舎</p> <p>c 外構施設</p> <p>d 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>e 送受信アンテナ</p> <p>f 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>g 伝送用専用線</p> <p>h ケーブル</p> <p>i 中継増幅装置</p> <p>j 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>k 警報装置</p> <p>l 監視装置</p> <p>m 制御装置</p> <p>n 測定器</p> <p>② ①に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>③ 辺地共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <p>a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>b 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>④ ケーブルテレビ移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための経費</p> <p>⑤ ①及び②に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>⑥ 附帯工事費</p>
(2) 事務費	<p>本事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費</p>

6 留意事項

(1) 規定類の整備

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うこととなります。そのため、応募者には各事業について助成金の交付手続等を定めた実施要領などの規程類を設けていただきます。

(2) 対象事業

応募者には、1（2）の補助対象事業のすべてを実施していただきます。

(3) 事業の拠点

各補助対象事業に関する業務を行うための拠点は、補助対象事業を一括して実施することから同一としていただきます。

(4) 福島県地上デジタル放送連絡会との連携

各事業は、(*) 福島県地上デジタル放送連絡会と定期的な会合を持つなど密接な連携体制を確保しながら実施して下さい。

*福島県において、地上デジタル放送の維持発展に資するための活動を行うことを目的として設立された、福島県内の地上デジタル放送事業者と総務省東北総合通信局等で組織する団体です。

(5) 安全管理及び放射線に関する指導等

各事業を実施するにあたり、調査、情報収集、対策工事等のため規制区域内に立ち入ることが想定されますので、作業員等（委託先を含む）に対しては十分な安全教育と放射線に関する指導と管理を行って下さい。

なお、応募者には作業員等に対する放射線管理に関する規程を策定して管理していただきます。

7 採択決定後の措置

(1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の評価の結果、交付要綱に基づく審査及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、予算成立ののち速やかに交付申請書を提出していただき、東北総合通信局内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本提案により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご留意ください。

(2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後に精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査等）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした提案をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得た上で、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び100%子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です。【参考資料参照（17頁～18頁）】

(3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、東北総合通信局に報告していただくか、又はインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承願います。

(4) その他

ア 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了（発注から支払まで）するものに限られます。

イ 補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。

ウ 補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者に帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当局局長の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の使用時期や使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。

エ 本補助事業の一部を外部に委託又は請負する場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の趣旨を踏まえた契約をお願いします。

オ 本補助事業の一部を外部に委託又は請負した場合には、交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託又は請負に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。なお、二重補助（例：同一の者が多重契約を締結し、1の事象について多重補助を受けるなど）は認めません。

8 提案書の評価方法及び内容

(1) 基本的事項

ア 補助事業者としての適格性

本事業の実施機関として、法令違反や反社会的な行為を行っていないか。（法人の連携主体を含む。）

(2) 実施体制

ア 補助事業の実施体制

本事業を実施するための専門的な知識・能力を有する十分な人材を有し、かつ、事業全体を管理する組織体制があるか。（作業員等（委託先を含む）に対する安全教育と放射線に関する指導と管理体制を含む。）

イ 補助事業の連携体制

関係機関・団体との連携体制を確保できるか。

ウ コンプライアンス・個人情報の管理体制

適切な管理体制が整備されているか。

(3) 事業計画

ア 事業計画の具体性・実現性等

事業計画の内容が妥当なものであるか。

イ 創意工夫

事業計画は効率的に事業が実施されるよう工夫が施されているか。

ウ 地域性の考慮

事業計画が地域の実情に応じたものであるか。

(4) 財務・経理

ア 財務状況

本事業を実施するための財政的基礎があるか。

イ 資金管理・監査

補助金を適切に管理できる体制を備えているか。

ウ 補助対象経費の妥当性

補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

9 提出書類

応募者は、別添様式第1による応募書に次の書類を添付して提出して下さい。

なお、各事業について、処理件数に見合う処理単価及び総経費、人件費、事業全体統括のための必要経費及び附帯する事務費等の積算をお願いします。なお、複数の事業に共通する費用については、それぞれの事業で適切な比率により按分して下さい。

- (1) 事業計画書 (別紙1)
- (2) 経費配分書 (別紙2-1)
- (3) 積算内訳書 (別紙2-2)
- (4) 事業の実施計画 (スケジュール)

【参考資料】 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

1 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- (1) 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- (2) カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記2 100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

2 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

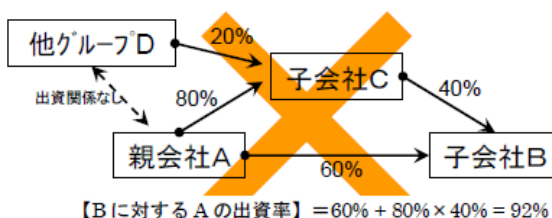
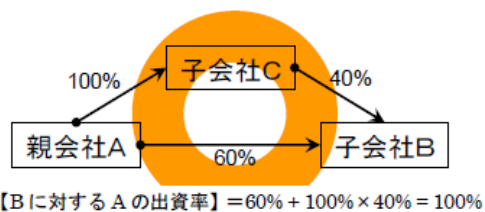
<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（XX%）とする。

※③の場合は、年度毎に（年度末中間）実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



3 留意事項

(1) 期間中の変更について

期間中に投資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、投資比率変更日以降から、計上方法を変更する。

(2) 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

(3) 一般競争入札以外の方法による調達の場合

ア 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

イ 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第 1

平成 年 月 日

東北総合通信局長 殿

提案者 法人の住所、氏名及び
その代表者の氏名 印

平成 2 8 年度無線システム普及支援事業費等補助金
(デジタル受信・対策事業) の応募について

平成 2 8 年度無線システム普及支援事業費等補助金について、下記のとおり応募します。

記

- 1 提案事業名
- 2 補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円
- 3 事業完了予定日
完了予定日 平成 年 月 日

別紙 1

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名	
所在地	
設立年月日	
代表者の役職 及び氏名	
人員	人
現在の活動内容	

2 事業内容等

事業の名称	
事業の概要	

応募の背景・事業の目的

事業の実施体制

関係機関・団体との連携体制

コンプライアンス・個人情報の管理体制

事業の実施内容

※ 評価事項のうち特に「(3) 事業計画」について留意しながら記載すること。

経 費 配 分 書

1 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備 考
地上デジタルテレビ放送普及促進事業	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	合 計		

2 受信機器購入等対策事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備 考
受信機器購入等対策事業	助成費		
	事務費		
	合 計		

3 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備 考
受信障害対策共聴施設整備事業	助成費		
	事務費		
	合 計		

4 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
共同住宅共聴施設整備事業	助成費		
	事務費		
	合計		

5 新たな難視対策事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
新たな難視対策事業	助成費		
	事務費		
	合計		

6 暫定的難視対策事業補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
暫定的難視対策事業	受信設備整備・貸与事業費		
	事務費		
	合計		

7 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
辺地共聴施設改修整備事業	助成費		
	事務費		
	合計		

別紙 2 - 2

1 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		
合計		

2 受信機器購入等対策事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

3 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

4 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

5 新たな難視対策事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

6 暫定的難視対策事業補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

7 辺地共聴施設改修整備事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

事業実施計画（スケジュール）

本事業の開始から平成28年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月

(別添)

応募書類の提出等について

デジタル受信・対策事業への応募については、次のとおりとさせていただきます。

(1) 受付期間

平成28年1月21日(木)～平成28年2月10日(水) 17時必着

(2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの)の計2部を、上記期間までに東北総合通信局放送課まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒980-8795

仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎13階

総務省 東北総合通信局放送課

電話：022-221-0639

(4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成28年度中に支出される経費を記載してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4判、片面印刷でお願いします(両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません)。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、評価用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

提出書類	書類名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙1
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙2-1
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙2-2
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画（スケジュール）	別紙3
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要が分かるもの（パンフレットなど） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書（3年分） <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他評価の内容を満たすことを証する書類（任意）	

（注）提出書類及び添付資料は、正・副各1部を提出してください。

(5) 採否の通知等

評価結果(採択又は不採択)の決定後、東北総合通信局放送課から速やかに通知します。

※採択された事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 公募スケジュール（予定）

1月21日（木）～2月10日（水）	公募受付期間
2月中旬	公募評価会
3月下旬～	採択決定